

山梨県総合計画審議会第2回安心安全部会 会議録

1 日 時 平成21年6月4日(木) 午前10時～正午

2 場 所 ベルクラシック甲府「コンチェルト」

3 出席者

・ 委 員 (50音順、敬称略)

赤岡 利行	雨宮 孝信	雨宮 登美子	岡村 美好	河崎 留美子
小松 重和	里吉 和子	鷺見 よしみ	竹内 正直	戸田 知
古屋 栄和	松田 志穂	三塚 憲二	八木 吉治	

・ 県 側

知事政策局長	県民室長	防災危機管理監	福祉保健部長
県土整備部技監	生活安全部長		
(事務局：知事政策局) 政策参事		政策主幹	

4 傍聴者等の数 なし

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 部会長あいさつ
- (3) 知事政策局長あいさつ
- (4) 議事
- (5) 閉会

6 会議に付した議題 (すべて公開)

- (1) チャレンジミッション'09について
- (2) 平成20年度県民意識調査の結果について
- (3) チャレンジ山梨行動計画の中間見直しについて
- (4) その他

7 議事の概要

(1) 議題(1)～(3)について

議題(1)に関し、資料1により各部局長等から担当事務に係る「やすらぎ・やまなし」の10事業について説明、議題(2)及び(3)に関し、資料2、3により事務局から説明した後、次のとおり意見交換を行った。

(委員)

三点ほど、お願いをしたい。一つは、25ページの消防力の強化に関してだが、災害の発災時には、とりわけ、障害者、高齢者は大変苦勞する。最近、障害の重度化、高度化、あるいは多様化が進む中、障害の特性が、十分理解されないままに、防災

に関連した計画が進んでいるところが見受けられる。ぜひ障害の特性について、関係者に理解が得られるよう、周知を徹底してほしい。特に、地域に立ち上がっている地域自立支援協議会と緊密な連携をとると、障害者への対応が十分図られるのではないかと考える。チャレンジミッションの中に、広域消防運営計画の作成が載っているが、ぜひ、この計画には障害をもった当事者の意見が十分反映できるようにお願いしたい。

二つ目は、チャレンジミッション重点方針7の障害者の自立支援の項目についてだが、大変きめ細かい取り組みに感謝する。ただ、この中で、障害者が抱えている重要な問題として社会的な自立、言い換えれば、職業自立を図っていくことが、大変大事な喫緊の課題となっている。景気の後退により、障害者の雇用状況が大変厳しい状況にあり、とりわけ、障害者に対する解雇が非常に多く、最近の新聞報道によると、平成20年度の解雇された障害者は、全国で前年度の8割増という結果であり、大変心を痛めている。また、山梨労働局の今年の5月15日付けの発表によると、障害者の平成20年度の就職状況は、前年比19.6%減という結果である。もちろん一般的な雇用状況も悪い中で、障害者の雇用だけが良ければ良いということではないが、障害者の自立にとって欠かすことのできない職業自立の問題については、ぜひ支援してもらいたい。さらに、以前より指摘をしている法定雇用率の問題においても、法定雇用率の1.8%に対し、1.52%にとどまり、全国平均を0.07ポイント下回っている状況である。この法定雇用率については、まず率先して公が模範となり雇用率を達成していくことによって、初めて民間に波及効果が出てくると思うので、ぜひ雇用率の達成に向けた取り組みをお願いしたい。

もう一つは、重点方針9のユニバーサルデザインの推進についてである。ここでは新たに8kmのフラット歩道の整備とあるが、既設の道路でも、大変危険な箇所があるはずであり、ぜひ、この危険箇所についても十分精査をして、そこにも光を当てながら、優先順位を決め、新設と平行して、改修改善等をお願いしたい。

(防災危機管理監)

地震や災害が起きた時に何より一番大切なことは、人の生命、これがまず第一である。その時に、一番手を差し伸べる必要があるのが、委員が述べられたように、まさに障害者、高齢者、あるいは要介護者といった、いわゆる社会的な弱者と一般的に称されている人たちである。

これまで何回か訓練を行っているが、こうした訓練の中でも、災害弱者の救援、救助の問題を取り上げて実施していくこととしており、訓練後の実証の際には、関係機関や関係者の方と意見を交わしながら、今後の対策に反映していきたい。

(福祉保健部長)

まず、現在、市町村で、災害発生時の要援護者に対する計画（マニュアル）の作成を進めている。現在16市町村で作成済みだが、障壁となっているのが個人情報保護との兼ね合いで、障害者、高齢者といった要援護者がどこに、どのような状況にいるのか、ということが把握できず、なかなか進まない現状がある。個人情報保護法における解釈などの指導をする中で各市町村の計画（マニュアル）作りを促している。また、この計画（マニュアル）が作成され、次の段階として、障害者の特性

といった部分に目を向け、地域の自立支援協議会の方々などと相談してレベルアップした計画（マニュアル）になるよう、再度市町村に要請するようになりたい。

二つ目の障害者の就業については、現在、ほとんどの授産施設で仕事自体が減ってきているという状況で、雇用も非常に落ちている現状である。事業者には、障害者における雇用の配慮について、商工労働部と連携して、お願いしていきたい。また、法定雇用率の話があったが、県庁も法定雇用率の達成に苦慮している部局もある状況だが、今年度、知的な障害の方を雇い入れた。障害者の中で一番雇用が遅れているのが、知的の方々の雇用。そこにしっかり対応していこうと、まず6月から5人、一月ずつ自閉症の方や知的に遅れている方、身体に障害のある方などを県庁の中で雇い入れ、どういう仕事が可能であるかとか、当該障害者の適性など、障害者を雇用する際のノウハウを蓄積し、それを踏まえて、一般企業の雇用を拡大していくという考えで進めている。

(県土整備部技監)

先ほどのユニバーサルデザインにおける歩道バリアフリー化に関連してだが、特に歩道については、児童が多い通学路や歩行者が多い箇所、それから危険な箇所、こういった所を優先的に行っている。昨年も甲府駅前を中心に、現地調査をし、特に危険と思われる所を優先的に行うようにしている。事業を進めるに当たっては既設の場合、地権者同士の意向が一致しないなど地権者の調整に困難な面もあるが、先ほど述べたように、危険な箇所など優先順位の高い場所から取り組んでいきたい。

(委員)

チャレンジミッションの中の認知症高齢者への支援に関して、今後、専門的な介護、医療に力を入れていくという話があった。また、県民意識調査報告書を見ても、市民は、高齢者の介護や医療に関して、非常に強い要望があると思う。もちろん、(認知症についての) 専門的な医療が受けられることを推進していくのは、とても大切なことだと思うが、多くの介護をしている方や認知症の本当に初期の方というのは、なかなか、実際にそれが認知症であることを認識できるまでには時間もかかる。家族の中で認知症の疑いがあった場合、気軽に相談できる場が少ないと思う。今、高齢者夫婦の世帯が増えていて、遠くへ受診することも困難であるとか、例えば、どちらかが認知症ではないかと思っても説得して専門外来へ連れて行くということも、実際には難しいことだと思う。もっと地域に密着して、簡単に掛けていって気軽に相談できるようなネットワークが今後広がっていくと、私ども市民にとっては安心できる。こういった面での今後の取り組みについてどのように考えているのか。

(福祉保健部長)

地方分権の大きな流れの中で基本的には障害者、高齢者に対するサービスの実質的な提供者は市町村が行うことになっており、県は広域的な課題、人材の育成、専門的な部分に応じる。そうした中で、認知症については、専門の保健師が対応する電話相談センターを設置した。

身近な相談は、もちろん保健所もあるが、一義的には地域包括支援センターに相談をしてもらうのが一番良い。県としては、相談体制の充実を図るため、包括支援

センターにいる保健師やケアマネージャー（介護支援専門員）などの研修を実施している。

（委員）

一点目は認知症の方への対応についてだが、先日、車の免許証更新のときに、認知症に関連するテストをやるという報道があった。認知症はなかなか、本人も自覚しないし、家族も何となく自覚していても、怖くて受診しないというところがあると思う。山梨県は、免許の保有率が高いと思うので、ここどうまく連携していくと、認知症の初期の方の発見が可能になるのではないかと。

もう一つは、障害者の自立に関して、特に障害児についてだが、一般の学校の施設等でユニバーサルデザインを推進し、子どもの時から施設に入らずに、近所の社会の中で暮していくということを進めれば、大人になっても、地域社会の中で自立して暮らしていくことが進みやすくなっていくと思う。周囲の方の理解が得られるので、いかに地域の中で、幼少の時期から障害がある子たちを受け入れていくかということも考えてもらいたい。

それに関連して、企業の法定雇用率の問題だが、企業は利益団体なので、障害者を受け入れようとするれば、それなりに施設整備や聴覚障害の方のための手話通訳者の雇用といった環境整備に経費がかかることになる。こうした施設整備や環境整備に対し多少県から支援がないと、ただ、雇用を増やしてくださいでは、雇用率は上がっていかないのではないかと。

（福祉保健部長）

認知症については、介護認定や通常の病気でかかるかかりつけ医でチェックし、早期発見することが一番良い。初期の段階で発見し、早期対応することで進行を遅らせていく。現在、かかりつけ医の研修を行っている。

障害児の問題については、ノーマライゼーションの考え方を基本に、幼い時期から地域社会で暮らすことは当然の方向である。隔離するのではなく、地域の中でグループホーム、ケアホームなどで生活をできるように努めていく。教育についてもできる限り普通教育の中で受け入れるよう、対応している。

最後に企業の法定雇用率に関しては、ジョブコーチの派遣やバリアフリー整備への支援など企業が取り組みやすい助成制度を用意しているが、現下の不況の中、なかなか企業もそこに取り組みめないのではないかと。今まで、助成制度を活用して何人か雇用している。

（生活安全部長）

本年6月から、75歳以上の高齢者運転手の免許更新時に講習予備検査を実施している。認知症という言葉は使用していない。この検査の趣旨は、委託先の検査員が認知機能の検査を行い、検査結果により3段階に分け、それぞれに合った講習をするというもの。認知症の専門の方がするものではない。認知機能の低い方が特定の交通違反をした場合は、公安委員会が指定した医師の診断を受け、その段階で認知症かどうか分かることとなる。制度の趣旨を理解願いたい。

(委員)

チャレンジミッション重点方針1の消費者安全の推進の項目にある食品表示ウォッチャーによるモニタリング活動の実施について、数年前に、この食品表示ウォッチャーを实际体験した。可能であれば、モニタリング活動により県に報告した事例についての対応状況を知らせてもらえると、またモニタリングする者にとっても、大変励みにもなるし、この制度の趣旨への理解も深まるのではないかと思う。

(県民室長)

県内の食品表示の適正化を推進するため、現在119人の食品表示ウォッチャーに活動してもらっている。三ヵ月毎に日常の買い物を通して報告をもらっている。報告数は3,000件～4,000件にも上り、不適正な食品表示の報告がされた販売店に対しては、確認の上、指導等を行っている。

(委員)

災害時に支援を必要とする方々の話などを伺うと、少し前までは、人間同士のつながりで対処してきた問題に、今は、行政が一つ一つ、個々にまで関わらなければいけないので大変だと思う。私たちは、いつの間に生きる力をこんなに無くしてしまったのだろうかと感じた。

どうしたら生きる力、人と人とのつながりをもう一度強くできるのかと考えたとき、県民意識調査報告書17ページの豊かさのイメージの結果(1番 心身の健康、2番 時間的なゆとり、3番 快適な居住環境)から、最低限必要な生活の確保と時間ができれば、人同士の関係性は、再生していくのではないかと思う。また、今の不況下、雇用も少なくなり、労働時間が削られる中で、逆に捉えれば、時間的にはゆとりができていてもいえるので、人同士の関係を取り戻すチャンスとして考えても良いのではないか。昔は、様々な人が地域に参画し、コミュニティを形成していた。地域力の低下が言われる中、人同士の関係の再生が地域の再生へとつながっていくと思う。

(政策参事)

チャレンジ山梨行動計画においては、県づくりにあたっては、県民の皆さんをはじめ、ボランティア、NPOなどの多様な主体との共同、連携を進めるということを前提としている。今後とも、そういう主体的な参画をお願いしたい。

(委員)

先ほどの免許更新時に認知症を表面化させるという問題は、身体的な機能の衰退と認知症とは別だと思うので、一律に論じる問題ではないと思う。

認知症であっても障害者であっても、すべての方がノーマライゼーションの考え方の下に、小地域の中で生活していくとき、福祉の現場、あるいは県の福祉サービスの現場の中から、様々な課題をどのように施策として取り上げられるかというのは、地域の包括支援センターが65歳以上ばかりでなく、乳幼児を抱える方たちや妊産婦などすべてを対象に一括した支援相談体制を、包括支援センターの中に取り入れて、身近な地域の相談窓口として包括的に福祉行政を推進していくことが良いの

ではないか。そうした体制を築いていくことで地域における生活者は、より窓口が明確化すると同時に、日常の安心安全の下に、精神的な安心が保たれるのではないか。

(委員)

地域包括支援センターについては、国の施策等と絡み大変難しい問題だと思う。

(福祉保健部長)

地域包括支援センターは立ち上がったばかりである。まず、センターに求められている高齢者を助ける地域の資源をコーディネートするという部分を、しっかり機能していくようにしていかなければならない。そのことが、地域を再生していく。かつて日本では、教育、防災、それから文化の伝承や子育てなど、地域の中で行われてきた。地域包括支援センターが一つの核となって、そういった社会になっていくというのは、これからの将来像としてはあり得る姿であり、それは本来の地域社会であると思っている。

(2) その他

事務局から今後の審議日程について説明し、了承を得た。